

感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順について

平成25年 3月25日
保健福祉部高齢対策課

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年栃木県条例第11号。以下「軽費老人ホーム条例」という。）第27条第2項第4号、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年栃木県条例第12号。以下「養護老人ホーム条例」という。）第25条第2項第4号、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年栃木県条例第13号。以下「特別養護老人ホーム条例」という。）第27条第2項第4号、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年栃木県条例第16号。以下「介護老人福祉施設条例」という。）第33条第2項第4号、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成25年栃木県条例第17号。以下「介護老人保健施設条例」という。）第33条第2項第4号項並びに指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年栃木県条例第18号。以下「介護療養型医療施設条例」という。）第32条第2項第4号の規定に基づき、感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順について次のように定め、平成25年4月1日から適用する。

軽費老人ホーム条例第27条第2項第4号、養護老人ホーム条例第25条第2項第4号、特別養護老人ホーム条例第27条第2項第4号、介護老人福祉施設条例第33条第2項第4号、介護老人保健施設条例及び介護療養型医療施設条例第32条第2項第4号の知事が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順については、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年3月31日厚生労働省告示第268号）によるものとする。